

YouTube

【宅建動画の渋谷会】佐伯竜

登録者数 **12,250** 記念

特別講義

2020 宅建改正点 2
建築確認〈特殊建築物〉



**謝
恩**

渋谷会

いつもご視聴いただきありがとうございます。

2020 年の法改正として「建築確認〈特殊建築物〉」について、特別講義を開講します。

令和2年の宅建試験では、権利関係・民法分野で、多くの改正点が出題される可能性があります。

しかしながら、建築基準法についても、重要な改正点がいくつかあります。

建築確認については、処理の手順を訊かれるところですので、解き方自体をしっかりと身につけてください。

個数問題など厳しく訊かれた場合に、しっかりと1点差をつけてください。

みなさまの合格を祈念しております。

講師 佐伯竜

2020 年 宅建改正 2 「建築確認〈特殊建築物〉」

《ねらい》改正点を押さえた上で、処理の手順を学ぶ

1. 建築確認〈特殊建築物 200 m²超〉

建築物の 種類・規模	行為の種類			
	新築	10 m ² 超の 増改築・移転	大規模の 修繕・ 大規模の 模様替	200 m ² 超 の特殊建 築物への 用途変更 ※改正
特殊建築物 ^{※1} (200 m ² 超) ※改正	○	○	○	○ (類似の用 途変更は、 不要)

○建築確認必要

※1 特殊建築物とは、劇場、映画館、病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、
 共同住宅、学校、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、
 バー、倉庫、自動車車庫など

2. 予想問題

(予想問題 1)

映画館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²であるものの改築をしようとする場合、建築確認が必要である。

正しい 必要

(予想問題 2)

木造1階建て、床面積 150 m²のバーの改築については、建築基準法の確認を要しない。

正しい 不要

(予想問題 3)

共同住宅の用途に供する部分の床面積が 200 m²の建築物を増築しようとする場合において、その増築に係る部分の床面積の合計が 20 m²であるときは、建築確認を受ける必要がある。

誤り 不要

(予想問題 4)

延べ面積が 250 m²の自動車車庫について大規模の修繕をする場合、木造1階建てであれば、建築確認を受ける必要はない。

誤り 必要

(予想問題 5)

木造平家建て、延べ面積が 250 m²の事務所の大規模の修繕をしようとする場合には、建築確認を受ける必要がある。

誤り 不要

(予想問題 6)

ホテルの用途に供する建築物を共同住宅(その用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²)に用途変更する場合、建築確認は不要である。

誤り 必要

(予想問題 7)

事務所の用途に供する建築物を、飲食店(その床面積の合計 150 m²)に用途変更する場合、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受けなければならない。

誤り 不要

(予想問題 8)

都市計画区域内の木造2階建て、延べ面積 200 m²、高さ6m の一戸建ての住宅に関し、共同住宅に用途変更をする場合、建築確認を受ける必要がある。

誤り 不要

（予想問題 9）

延べ面積が300㎡の下宿の用途に供する建築物を寄宿舍に用途変更する場合、建築確認を受ける必要はない。

正しい 不要

【宅建動画の渋谷会】 <https://shibuyakai.com/>

【NEW】●令和2年版 宅建【基本問題&過去問】演習講座セット
https://shibuyakai.com/takken/2020_07.html

【NEW】●令和2年版 宅建基本問題演習講座
https://shibuyakai.com/takken/2020_05.html

●令和2年版 宅建基幹講座 全分野セット
https://shibuyakai.com/takken/2020_04.html

●令和2年版 宅建基幹講座 権利関係編
https://shibuyakai.com/takken/2020_01.html

【NEW】●令和2年版 宅建基幹講座 宅建業法編
https://shibuyakai.com/takken/2020_02.html

【NEW】●令和2年版 宅建基幹講座 法令上の制限編
https://shibuyakai.com/takken/2020_03.html

【今後の開講予定】

6月 令和2年版 宅建 過去問演習講座

7月以降、続々開講

※ 講座の詳細・価格は未定です。決定次第、WEBサイトで公表します。

公表前に、講座の詳細・価格についてお答えすることはできません。

なお、開講予定については、変更・中止する可能性があります。